

秘密保全法に反対し、廃案を求める決議

2011年8月8日、政府が招集した「秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議」は、「秘密保全のための法制の在り方について（報告書）」を政府に提出した。これを受け政府は秘密保全法の国会提出の準備を進めている。

秘密保全法は、政府や行政にかかわる広範な情報を特別秘密として管理し、秘密を漏洩する行為等を重罰をもって処罰するものであり、防衛や外交、「公共の安全及び秩序の維持」に関する情報を国の指定により特別秘密とし、TPP、原発、基地建設や海外派兵なども含め、広範な情報を国民の目から隠すものである。

また、秘密の漏洩などについて、公務員だけではなく、委託企業、下請業者や研究機関、そこで働く労働者や研究者など広く国民が処罰の対象とされ、取材活動や情報公開を求める活動なども処罰の対象とされ抑圧するものである。

さらに、秘密を扱う人間の適性を評価する適性評価制度を設け、思想信条やプライバシーを調査して情報を取り扱う人間を選別するとしている。この適性評価制度により、対象者やその家族等のプライバシーが侵害され、また、不適格者とされた者に対する職場における思想差別が生じるおそれがある。

政府が秘密保全法を制定するねらいは、アメリカと一体となり戦争をするためである。2007年、政府はアメリカとGSOMIA（軍事情報に関する包括的保全協定）を締結している。同協定では、アメリカと同等の情報保護措置の実施、情報取扱資格や情報アクセス権を持つ個人の登録簿を保持することなどが求められているが、秘密保全法はその実現を図るものに他ならない。

このように秘密保全法は、国民の人権を抑圧し、民主主義を破壊する悪法である。自由法曹団は、秘密保全法に断固反対し、廃案を求める。

2012年5月21日

自由法曹団2012年5月研究討論集会